

- 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1 入院基本料について

(1病棟) 入院病床数 55床

- 一般病棟入院基本料(地域一般入院料3)(55床)のうち
地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院管理料2)(34床)
当院では、(日勤、夜勤あわせて)入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

当病棟では、1日に13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
なお、時間帯別毎の配置は次のとおりです。

- ・8時30分～16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・16時30分～0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- ・0時30分～8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- ・また、身支度や食事等の身の廻りのお世話をさせていただく看護補助者が1日2人以上勤務しています。

2 当院は四国厚生支局に下記の届出を行っております。

①基本診療料の施設基準に係る届出

医療DX推進体制整備加算、地域一般入院料3、診療録管理体制加算3、医師事務作業補助体制加算2
看護配置加算、看護補助加算1、医療安全対策加算2、感染対策向上加算3
データ提出加算1・データ提出加算3、入退院支援加算1、認知症ケア加算3、協力対象施設入所者入院加算
地域包括ケア入院管理料2

②特掲診療料の施設基準に係る届出

がん性疼痛緩和指導管理料、がん治療連携指導料、検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
検体検査管理加算(Ⅰ)、CT撮影及びMRI撮影、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
運動器リハビリテーション料(Ⅱ)、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術、胃瘻造設時嚥下機能評価加算
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)、入院ベースアップ評価料45

3 入院時食事療養(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出について

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を
適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

4 医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療
報酬の算定項目の分かる明細書を自己負担がない患者さんも含め無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点にご理
解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を
希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

5 保険外負担に関する事項、保険外併用療養費について

当院では、以下の項目等について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。
詳しくは、受付窓口にお問合せください。

料 金 表

名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	
診断書料	普通診断書	1部	2,200円		
	死亡診断書	1部	3,190円		
	恩給診断書	1部			
	各種年金診断書	1部	4,950円		
	生命保険診断書	1部			
	死体 (胎)	病死 変死	1部 1部	6,490円 11,000円	
文書料	普通証明書	1部	1,870円		
	診療費納付証明書	1部	1,320円		
	自動車損害賠償補償法 に基づく明細書	1部	4,180円		
個室料 (室料差額)	個室 (A)	1日	3,850円	ユニットバス・トイレ付き	
	個室 (B)	1日	2,750円	トイレ付き	
	個室 (C)	1日	2,200円		
	2人室	1日	1,100円		
病衣貸出料		1日	1,100円		
長期入院料	選定療養及び特定療養費に係る厚生労働省が定める医薬品等（平成14年3月厚生労働省告示第88号。「以下告示88号という。」第4号に規定する者以外の者が入院した場合	1日	告示第88号に規定する点数に100分の15を乗じ、1点の単価を10円として計算した額に100分の110を乗じて得た額（10円未満切り捨て）		
集団健康診査等料			実施主体と協議して定める額		
テレビ貸与料		1日	100円		
エックス線フィルム複製料	半切	1枚	710円		
	大角	1枚	570円		
	大四ツ切	1枚	470円		
	B4サイズ	1枚	470円		
	四ツ切	1枚	320円		
	六ツ切	1枚	280円		
	光ディスク (CD-Rに限る。)	1枚	1,100円		
在宅患者訪問自動車使用料	1回の訪問につき	1km	50円		
	介護保険の規定による訪問看護事業における通常の事業実施区域以外の地域	1回	280円	通常の事業実施区域以外の地域とは、鬼北町、松野町及び宇和島市三間町以外の地域	
訪問看護時間超過料	基本利用時間を越えた場合	30分	1,100円	超える時間30分毎に加算する。(30分未満の端数は切り上げる。)	
訪問看護時間外等加算料	健康保険法に規定する訪問看護事業	業務時間外における利用	1回	在宅患者訪問看護・指導料（以下「基本料」という。）と訪問看護時間超過料（税抜き額）（以下「超過料」という。）の合計額に25パーセント乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（10円未満切り捨て）	業務時間外で、午前6時から午前8時30分まで又は午後5時15分から午後10時まで
		深夜又は休日における利用	1回	基本料と超過料の合計額に50パーセント乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（10円未満切り捨て）	深夜は午後10時から翌日の午前6時まで、休日は業務日以外の日
死後の処置費		1回	5,500円		
保険関係面談料		30分	5,500円		
第8条第1項に規定する法令以外の法令の規定による療養又は医療に係る料金				当該法令の規定による療養又は医療に関する給付に係る費用の額の算定方法により算定した額	

1 この表において「集団健康診査等料」とは、国又は地方公共団体の施策に基づき地方公共団体又は公共的団体が実施する予防接種、検査、健康診断及び健康診査で、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担するものに係る病院の料金をいう。

2 この表において「長期入院料」とは、告示第88号第3号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院料をいう。

6 入院医療に係る特別の療養環境の提供について

当院では、患者さんのご希望により利用していただける有料個室をご準備しております。料金については次の通りです。

個室料金（室料差額）のお知らせ

	部屋番号	種類	料金 (1日当たり)
1 病 棟	106号 107号	一人部屋 (ユニットバス・トイレ付)	3,850円
	101号 113号 121号 122号	一人部屋 (トイレ付)	2,750円
	111号 113号	一人部屋 (トイレなし)	2,200円
	108号	二人部屋	1,100円

7 長期収載品にかかる選定療養費について

将来にわたり医療保険制度を維持するため、医療保険財政の改善を図る目的で『長期収載品にかかる選定療養費』の制度が令和6年10月より始まりました。

長期収載品を、患者さんご自身で希望された場合には選定療養費として自己負担が発生します。
※長期収載品とは：一般的には、既に特許が切れている、後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品のこと。薬価基準に長期間収載されていることから「長期収載品」といわれています。
『長期収載品と後発医薬品(最高価格帯のもの)との価格差』×1/4 が自己負担額となります。

8 医療DX推進体制整備加算について

当院は医療DXを推進するため、以下の取り組みを行っています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認システムの活用により、医師が診療情報を閲覧・活用できる体制を有しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制の検討を行っています。

9 協力対象施設入所者入院加算に係る掲示について

当院では、協力対象施設入所者入院加算の届出を行っています。

当院は、次の施設の協力医療機関として定められており、当該介護保険施設において療養を行っている患者さんの急変等に対応しています。

<施設名>

特別養護老人ホーム 勝山荘

10 後発医薬品の使用について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

11 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いているため、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは：お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載すること。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

12 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術について

当院で実施された前年の手術件数は次の通りです。

（実施件数は、昨年1月～12月実績）

- ・区分1に分類される手術手術の件数 0件
- ・区分2に分類される手術手術の件数 0件
- ・区分3に分類される手術手術の件数 0件
- ・区分4に分類される手術手術の件数 0件
- ・その他の区分に分類される手術の件数 0件

13 その他施設基準等にかかる掲示事項

● 医療安全対策加算2

当院は医療安全について病院全体で取り組んでおります。

患者さんは医療安全管理者等による相談及び支援が受けられます。

● 感染対策向上加算3

当院は感染対策について専門のチーム（ICT）を設置し、各部署と連携し院内の感染対策に取り組んでおります。